

# 令和6年度「知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト」

(知財経営伴走支援・支援人材育成事業)

## 支援先企業公募要領

知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト

経済産業省関東経済産業局

(受託事業者：有限責任監査法人トーマツ)

### 1. 知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト

#### (1) 目的

人口減少や少子高齢化等を背景とした働き手の減少や需要の減少などの大きな構造変化し、地球規模での環境対応、国際経済秩序の変化や新型コロナ感染症からの再興といったマクロ経済の変化なども加わり、経済・産業・社会を取り巻く環境・課題は変容しています。また、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギー・原材料価格の上昇や円安の影響がある一方、過去最高水準の国内投資見通しや高水準の賃上げの実現など「失われた30年」からの潮目の変化が生じています。

本事業では、こうした構造変化や加速化する環境変化の中では、地域経済が活力を維持するための好循環サイクルの実現は大きな政策目標であり、地域企業の稼ぐ力の向上、地域の雇用維持・賃金上昇を通じて、安全・安心に暮らせる地域社会づくりに寄与することが重要です。

本事業では、自社の強みを知財として見える化し、磨き上げ、新たな価値創出を目指す地域の中小企業、中堅企業、スタートアップ企業に対し、経営戦略に基づいた知財経営支援（知財経営コンサルティング）を行うことで地域企業の稼ぐ力の向上につなげます。地域企業の稼ぐ力の強化とともに、企業を取り巻く地域経済の持続的成長、活性化を実現します。

#### (2) 対象

- 関東経済産業局管内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県）に本社のある中小企業<sup>1</sup>、中堅企業<sup>2</sup>、スタートアップ<sup>3</sup>
- 自社の強み（技術・ノウハウなどを含む広義の知的財産）を経営に活かすことに対して、意欲や熱意、課題認識等を有する中小企業、中堅企業、スタートアップ
- (6) で記載する期間中に、5～7回程度の支援（5名程度の専門家等）を受け入れることができる企業

<sup>1</sup> 本事業の「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

・中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

<sup>2</sup> 本企業の「中堅企業」とは、常用従業員数 2,000 人以下の会社等（中小企業者除く）とする。

<sup>3</sup> 本事業の「スタートアップ」とは、革新的なアイデアで短期的に成長する創業～5 年程度の企業または、起業前の個人も含むこととする。

- 機密情報などを除く取組の概要や成果について、(8) で記載する事例集への作成協力及び事例集の公表を了承できる企業
- (9) で記載する成果報告会について、事務局から依頼のあった場合に参加・発表等を行うことに了承できる企業

### (3) 企業群ごとの支援概要

#### 【支援内容の概要】

- 知財経営を社内に定着させることによって経営上の成果創出に向けた活動を実施していくためのアドバイスを実施いたします。
- 具体的には、今後のビジョン等をお伺いしたうえで経営課題の整理を行い、知的財産の観点から解決策の検討に向けたディスカッション等を実施する予定です。また、最後に今後のアクションに向けた方針の整理も実施予定です。
- 支援はあくまでも助言・アドバイスの範囲に限られるものであり、特許等の出願に関する書類作成や先行調査等を請け負って実施すること、契約書の作成、交渉等の場への同席、紛争解決に関する代理行為等を実施することはできませんので、予めご留意ください。

企業群ごとの支援内容と支援回数は下記のとおりです。

- 中小企業
  - 課題解決のため有効な場合は市場調査を実施しますが、実施企業の数には限りがあります。

支援対象となる中小企業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継に課題があり、特に親族内承継・従業員承継を行いたい企業であること。</li> <li>● 事業承継において、知的財産の承継に課題を抱えている企業であること。</li> <li>● 「現在事業承継に取り組んでいる企業」に加え、「今後事業承継を取り組みたい企業」や「すでに事業承継を完了している企業」も支援対象に含む。</li> </ul>
支援対象となる課題(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継をそろそろ進める必要があるが、無形資産や知的財産についてどう手をつければ良いか分からない。</li> <li>● 先代から受け継いだ自社の強みをさらに発展させていきたい。</li> </ul>
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 継承すべき知的資産や知的財産の洗い出し、承継におけるロードマップ案策定</li> <li>● デザインやブランド等の個別戦略の見直し、企業の強みのさらなる磨き上げへの支援</li> </ul>
支援回数	5回程度（事前ヒアリング1回、伴走支援4回）

- 中堅企業
  - 希望がある企業に対してはIPランドスケープを実施しますが、実施企業の数には限りがあります。

支援対象となる中堅企業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的財産を活用した新事業展開に課題・意欲がある企業であること。</li> <li>● 戦略的に活用できる優れた知的財産を有する企業であること。</li> <li>● 知的財産の担当部署・担当者から経営層への提案力を強化したい企業であること。</li> </ul>
-----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部の回（支援の最終回を想定）には調査結果の活用方針について議論する予定のため、経営層またはそれに準ずる方にご参加いただけること。</li> </ul>
支援対象となる課題（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知財情報を活用して、新事業展開を効果的・効率的に進めたい。</li> <li>● コア技術を特定することで、自社の強みを生かせる新たな市場を特定したい。</li> <li>● 知財情報を基に、自社にはない技術を要する連携先を発掘したい。</li> </ul>
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コア技術や類似技術に関する特許情報の収集、強みを生かせる新規市場の探索や連携先企業の探索への支援</li> <li>● IPランドスケープによる新事業展開戦略の立案支援</li> </ul>
支援回数	7回程度（事前ヒアリング1回、伴走支援6回）

- **スタートアップ**

➤ 課題解決のため有効な場合は市場調査を実施しますが、実施企業の数には限りがあります。

支援対象となるスタートアップについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的財産を活用した資金調達を行いたいスタートアップであること。</li> <li>● 戦略的に活用できる優れた知的財産を有するスタートアップであること。</li> <li>● 大学等でのシード期のスタートアップや、事業化を目指す個人も含む。</li> </ul>
支援対象となる課題（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社が保有する知財を活用して、自社の強みを投資家等にアピールしたい。</li> <li>● 自社の特許ポートフォリオを検討して、抜け漏れのない権利取得を行いたい、または共同開発先と有利に交渉を進めたい。</li> </ul>
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許出願や商標権取得のタイミングや重要性に関する助言提供</li> <li>● 今後の開発計画の棚卸や自社の特許ポートフォリオの検討</li> </ul>
支援回数	全5回程度（事前ヒアリング1回、伴走支援4回）

**(4) 支援者（専門家）**

- 抽出されたビジネスの課題の内容に応じて、事務局において適切な専門家チームを組成します。
- 専門家の属性としては、弁理士や弁護士、中小企業診断士、デザイン・ブランド専門家等を予定しています。

**(5) 支援の実施形態**

- 原則、支援専門家（2名程度）・若手専門家（1名程度）・関東経済産業局（2名程度）・事務局（1名程度）、INPIT知財総合支援窓口（1名程度）等の体制で実施することを想定しています（ただし、中堅企業の場合には、若手専門家とINPIT知財総合支援窓口は参加しない予定です）。
- 対面で実施する場合と、WEBで実施する場合の双方が想定されます。

**(6) 支援期間・回数**

- 事前ヒアリング（1回）、支援（4～6回）の計5～7回程度を基本プロセスとして実施します。※各回2時間～3時間程度
- 期間は、原則2024年8月～2025年2月までの予定です。

## (7) 費用

- 支援を受けるにあたって、費用の支払いはございません（無料）。

## (8) 事例集

- 本事業で支援対象となった場合、事務局が中心となって年度末に事例集を作成する予定です（機密情報など機微な情報は掲載しません）。
- 当該事例集作成にあたり、内容の確認や一般公表への了承をお願いします。

## (9) 企業同士の交流会開催について

- 本事業の支援企業の皆様を対象に、年度末の成果報告会とは別途、交流会を実施する場合がございます。
- 知財経営を推進する方々のコミュニティ構築を目的としておりますので、実施の場合はご参加いただけますと幸いです。

## (10) 成果報告会

- 2025年3月頃に、本事業全体の成果報告会を開催する予定です。
- 当該成果報告会での報告・発表等を事務局からお願いさせていただく可能性があるため、ご協力をお願いします。
- 成果報告会には発表者でない場合にも、支援企業の皆様には可能な限りご参加いただく予定です。

## 2. 募集について

### (1) 募集概要

対象	知的財産を「稼ぐこと」への活用に興味・熱意・課題認識等を有する中小企業、中堅企業、スタートアップ
募集期間	2024年6月24日(月)～2024年7月22日(月)
採択方式	事務局及び関東経済産業局での審議を経て、採択企業を決定
採択予定件数	13社程度を予定

### (2) 応募要件

- 1 頁に記載した中小企業、中堅企業、スタートアップの定義に該当すること。
- 本事業実施期間中または終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。
- 申込書に記載された内容等について、事務局からの問い合わせ・個別面談依頼等に対応できること。
- 事業期間内において、5～7 回程度の支援を受け入れられること。
- 事例集の作成に対する協力及び事例集の公表に了承できること。（事例集には機密情報などを除く取組の概要や成果を掲載する予定です）
- 事務局から依頼のあった場合に、成果報告会や交流会への参加・発表等の対応を行うことに了承できること。
- その他、本応募要領に記載されている内容について了承できること。

- 事業承継を今後実施する予定の中小企業の場合、現経営者が本事業に参加できること。さらに後継予定者がいる場合は、後継予定者も同席する事が望ましい。  
ただし、既に事業承継が完了している場合、後継者（現経営者）の参加のみで問題ない。
- 中堅企業については、一部の回（支援の最終回を想定）には調査結果の活用方針について議論する予定のため、経営層の方にご参加いただけること。
- 次のいずれにも該当しない者であること。

\* 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

\* 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

\* 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

\* 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### (3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意頂いたうえで、以下の書類を「③提出方法」に記載の宛先まで電子メールにてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

#### ①提出書類

1) 応募申込書（応募書類）…………… 1部

※提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

#### ②提出期限

2024年6月24日(月)より2024年7月22日(月)までは随時提出頂けます。

これ以降の提出については、受付できませんのでご了承ください。

#### ③提出方法

以下記載のアドレスに、書類を添付してメールでご提出をお願いいたします。

E-mail: [kanto-chizai\\_2024@tohmatu.co.jp](mailto:kanto-chizai_2024@tohmatu.co.jp)

※メールの件名に、「知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト」と記載してください。

## 3. 結果の通知について

- 採択・不採択に関わらず結果を通知します。採択・不採択に関わらず、理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- 採択されなかった場合についての応募書類につきましては受託事業者にて書類を廃棄します。
- 本事業に採択されなかった場合でも、INPITや弁理士会関東会が提供する知財支援につなぐことが可能です。ご

希望の場合は、応募用紙の該当欄にご記載ください。

#### 4. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、受託事業者の「個人情報保護方針」

([プライバシーポリシー](#) | [グループ案内](#) | [デロイト トーマツ グループ](#) | [Deloitte](#)) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

##### (1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、「強みの見える化・魅せる化プロジェクト」及びこれに付随する業務を行ううえで必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は受託事業者にて書類を破棄します。採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を破棄します。

##### (2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

##### (3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、受託事業者以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

#### 5. 個人情報保護や応募に関する問い合わせ先

応募に際してのご不明点や個別面談依頼等がございましたら、以下までご連絡をお願いいたします。

令和6年度「知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト」

事務局：有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザリー事業本部 ライフサイエンス

担当：土屋亮、高橋史葉、加藤京子

〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

E-mail: [kanto-chizai\\_2024@tohmatu.co.jp](mailto:kanto-chizai_2024@tohmatu.co.jp)

TEL: 03-6213-1000 (大代表)

以上